

社員の懲戒処分について

本四高速道路ブリッジエンジニアリング株式会社では、下記のとおり社員の懲戒処分を行ったのでお知らせします。

1. 事案の概要

当社社員が、所属する部下社員を教育・指導する際に、パワー・ハラスメント（身体的な攻撃、精神的な攻撃、個の侵害）を行ったもの。

2. 懲戒処分等の内容

・ 行為者	出勤停止 7 日間
・ 行為者の管理監督者	戒告
・ 行為者の上位組織管理監督者	戒告

3. 再発防止について

行為者に対し、二度とこのような事態を起こさずに、部下社員を正しく教育・指導できるよう指導方法等に関する特別研修を受講させ再教育いたします。

また、社内において、社員の教育・指導のために導入した OJT の上司による計画的な実施及び管理監督者による教育・指導状況の把握の徹底、並びにメンター制度及びハラスメントに関する相談窓口の積極的な活用に向けた周知を行い、パワー・ハラスメントの防止に取り組んでまいります。